

## 公開草案に対するコメントの公表

### コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準公開草案第13号「金融商品に関する会計基準（案）」

### 2. コメント募集期間

- 平成18年6月6日～平成18年7月5日

### 3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日公表）

### 4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	京王電鉄株式会社 経理部
CL2	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL3	財団法人 産業経理協会
CL4	あずさ監査法人 業務管理部

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL5	坂本 晃一郎	
CL6	井上 良二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授
CL7	伊香賀 照宏	中央大学 学生
CL8	伊藤 眞	慶應義塾大学 商学部 教授
CL9	梅原 秀継	中央大学
CL10	岡戸 博	

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行います。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>金融商品の定義</b>		
金融資産及び金融負債と金融商品との関係	金融資産、金融負債という用語を本会計基準（案）第4項および第5項以降で使用しているが、金融商品との関係は明確でない。これについて規定している第50項を参照するよう注書を入れてはどうか	本改正は、会社法や貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準への対応を主な目的としていることから、公開草案のままとする事とした。
<b>金融資産及び金融負債の範囲等</b>		
用語の意味	以下の用語の意味を明確にしていきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「正味の債権」（第4項）での『正味』</li> <li>・ 第4項「金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権・・・」での、金銭債権に含まれる範囲</li> <li>・ 「公正な評価額」（第6項）での『公正』（誰が、いつ、どのように評価するか）</li> <li>・ 「合理的に算定された価額」（第6項）での『合理的』（誰が、いつ、どのように算定したものか）</li> </ul>	本改正は、会社法や貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準への対応を主な目的としていることから、公開草案のままとする事とした。
<b>有価証券</b>		
時価評価	有価証券は、市場価額が取得原価より著しく下落したときだけ時価評価すべきである（市場価額が著しく取得原価よりも上昇したときに時価評価するのは危ういケースがある）。	本改正は、会社法や貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準への対応を主な目的としていることから、公開草案のままとする事とした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>金銭債務</b>		
貸借対照表価額（負債を収入額に基づいて計上する、という記述について）	<p>本会計基準（案）第 88 項の「資産がその取得に要した支出額に基づいて計上される」「負債についても収入額に基づいて計上する」という表現は適切ではない。</p> <p>（理由 1）資産の取得原価は、取得したその時点では、現在価値で表現された収入予測額をも表現している。また、社債への償却原価法の適用は、もし市場があれば、その市場で均衡価格となるべき金額の近似計算のためであり、そこでの市場価格は、仮にその時点で返済が行われるならば支払わなければならない金額（収入額ではなく支出額）であることになる。よって、資産が将来収入と結びつくのであるから、負債は将来の支出に結びつくともいえる。</p> <p>（理由 2）概念フレームワークの流れとの関係で、なぜ資産が支出と、負債が収入と結びつくとするのが明確でない。</p>	公開草案での考え方からの変更はないが、規定の趣旨がより明確になるよう、適切な表現に修正することとした。
償却原価法	<p>本会計基準（案）第 16 項但書では、償却原価法が強制される表現となっているが、その結論の背景である第 69 項では「『原則として、』償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした」とし、例外を許容する表現となっており、整合していない。『原則として』は不要なのではないか。</p>	償却原価法の適用が原則であるが、減損処理される場合を考慮し、結論の背景では『原則として』としていることから、公開草案のままとすることとした。
	<p>本会計基準（案）第 26 項および(注 5)に関し、償却原価法の処理について、本会計基準に、原則「利息法」、継続適用を条件に「定額法」が認められることを明示してはどうか。</p>	償却原価法の具体的適用については、「金融商品会計に関する実務指針」の改正により定められる予定であり、公開草案のままとすることとした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合の当該差額の性格及び会計処理</p>	<p>本会計基準（案）第 88 項は、「当該差額は一般に支払金利の調整という性格を有しているため」としているが、「発行会社の信用力」とする説も有力であり、「支払金利の調整」とみなした理由を明確にすべきである</p> <p>当該差額を「支払金利の調整」とみなした場合、従来の制度の前提であった前払費用（利息）説を採用しない理由は何か。また、利息の調整を前提に負債の評価勘定にするということは、未払費用（利息）説を採用したと考えていいか。仮に未払費用説をとった場合、決算貸借対照表には社債の元本と未払費用が別個に表示されるが、評価勘定説により計上される社債は、元本と未払費用を一本化して表示したものである。元本と利息を分ける現行の負債処理との整合性からは、当該差額を評価勘定として設定するのではなく、当初から利息として独立に処理すべきではないか。</p> <p>また、収入額による負債計上を適当とするのであれば、そもそも評価勘定を設ける必要はない。</p>	<p>発行会社の信用力も支払金利に反映されていると考えられることから、公開草案のままとすることとした。</p> <p>前払費用説か未払費用説かは、社債発行差額が資産又は負債に独立科目として計上されている場合に問題となるが、公開草案では、社債は償却原価法に基づき算定された価額をもって貸借対照表価額とし、当該差額と負債を一体として表示することとしている。この趣旨を明瞭にするため、公開草案の第 88 項にある『評価勘定として』の記述を削除して対応することとした。</p>
<p><b>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準との関係</b></p>		
<p>取引所の相場のない株式の実質価額の計算</p>	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準により、純資産の部に新株予約権及び繰延ヘッジ損益が表示されることとなった。取引所の相場のない株式の実質価額の計算にあたり、これらをもその算定基礎に含めるのか明確ではない（繰延ヘッジ損益については含めることは問題ないが、新株予約権については含めるべきではない）。よってこの点を会計基準で明示すべきである。</p>	<p>本改正は、会社法や貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準への対応を主な目的としていることから、公開草案のままとすることとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>ヘッジ会計</b>		
時価ヘッジ	<p>本会計基準（案）第 32 項で代替処理として認められている時価ヘッジ会計については、          その他有価証券のみが認められているが、時価ヘッジを代替処理として全面的に認めるよ          う検討してはどうか。繰延ヘッジ損益が純資産の部に計上され、ヘッジ対象に原価が付さ          れている場合、繰延ヘッジ損益を相殺するヘッジ対象の評価損益があるにもかかわらずオ          フバランスとなり、経済実態を適正に表示しないこと、時価ヘッジ会計の必要性を感じて          いる企業もあると考えられること、及び IASB とのコンバージェンス等を考慮しての提案で          ある。但し、今回の改正に含めず、今後の課題とすることも考えられる。</p> <p>公正価値ヘッジが日本基準のみ繰延の対象であり、国際会計基準、米国会計基準との調          和の観点から見直すことが必要である。</p>	<p>本改正は、会社法や貸借対照表の純資          産の部の表示に関する会計基準への          対応を主な目的としていることから、          公開草案のままとすることとした。</p>
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
国際的な動 向の説明	<p>本会計基準（案）第 76 項では「国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの          評価差額については、・純資産の部に直接計上する方法や包括利益を通じて純資産の部に          計上する方法が採用されている」としているが、国際的に『純資産の部』という表示区分          はみられず、むしろ『資本の部』『株主持分（stockholders' equity）』に計上されており、          『純資産の部』を用いるべきではない。</p>	<p>コメントの趣旨を考慮し、「純資産の          部」を「資産と負債の差額である『純          資産の部』に計上・・・」に修正するこ          ととした。</p>
その他有価 証券評価差 額金で時価 が取得原価 を下回る場 合の会計処 理の選択の 許容	<p>本会計基準（案）第 78 項では、その他有価証券評価差額金で、時価が取得原価を下回る          銘柄の評価差額は純資産の部に直接計上する方法の他、損益計算書に計上することもでき          ることとしている。複数の選択肢を認めると、中心となる会計数値が企業側の選択により          異なることになり、純資産の部に計上する方法に統一すべきである。「金融商品に係る会計          基準」が公表されて 7 年経過しており、過渡的な選択処理を認める必然性もない。また、          保守主義を重視するとしても、選択肢を認めるべきではなく、評価損が生じた場合、損益          計算書に計上する方法だけを認めるべきである。</p>	<p>本改正は、会社法や貸借対照表の純資          産の部の表示に関する会計基準への          対応を主な目的としていることから、          公開草案のままとすることとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>複合金融商品</b>		
新株予約権付社債	新株予約権が行使され、新株が発行された場合の会計処理については本会計基準（案）第 38 項及び第 112 項で記載しているが、自己株式を交付する場合も考えられ、そのようなケースについての規定を追加、または、実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」を参照する旨の注書を付したほうが実務上有益である。	公開草案第 38 項、第 112 項はいずれも「新株を発行したとき」に限定した記載をしている。自己株式を交付する場合の会計処理については、実務対応報告第 16 号及び、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等に対応されていることから、公開草案のままとすることとした。
新株引受権付社債	新株引受権について、本会計基準（案）第 113 項は「権利行使されたときに新株引受権の対価部分が資本準備金に振り替えられる点を除き、新株予約権付社債の取扱いに準ずる」としているが、「新株引受権」として独立掲記するという点で問題ないか。	「金融商品会計に関する実務指針」の改正により定められる予定であり、公開草案のままとすることとした。
<b>適用時期</b>		
過年度に計上されている社債及び社債発行差金の取扱い	本会計基準（案）の社債の会計処理は、過年度に計上された社債・社債発行差金についても適用され、このための修正を行う必要があるか。	実務対応報告「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」で対応されていることから、公開草案のままとすることとした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
本会計基準（案）の公表前、かつ、本会計基準の適用初年度内に発行された社債の会計処理について）	本会計基準（案）では、会計基準公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることとしているが、事業年度の途中で公開草案が公開され、進行中の事業年度（平成 18 年度）に新たな会計基準を強制適用することは再考してほしい。企業には想定しきれない会計方針の変更を求めるものであり、その結果、資金調達活動や株価にも影響を及ぼす可能性等がある。新たな会計基準の適用には、十分な周知期間が必要である。	一般的にはコメントのとおりであるが、今改正は平成 18 年 5 月に施行された会社法への対応の面があること、また、改正による損益への重要な影響は想定されていないことから、公開草案のままとすることとした。
<b>経過措置</b>		
ローン・パーティシペーション	本会計基準（案）第 42 項は、ローン・パーティシペーションについて、財務構成要素アプローチによらなくとも、債権に係るリスクと経済的利益のほとんどすべてが移転している場合には、債権の消滅を認めているが、実務上、債権消滅が認められるかその判断根拠が曖昧となる場合があり、経過措置の見直しを検討してほしい。	本改正は、会社法や貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準への対応を主な目的としていることから、公開草案のままとすることとした。
為替予約	本会計基準（案）第 43 項および第 44 項の為替予約等に関する経過措置の見直しを行う場合には、実務上の影響を考慮し、十分な準備期間をとれるようなタイミングでの公表を希望する。	本改正は、会社法や貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準への対応を主な目的としていることから、公開草案のままとすることとした。
<b>全般</b>		
ASBJ が改正を行う根拠	企業会計審議会が公表した「金融商品に係る会計基準」の改正を ASBJ が行うことを可能とする根拠が明らかでなく、その根拠を明確にすべきである。	本会計基準のみに関する事項ではない（ASBJ 設立後は、企業会計審議会が開発した会計基準の改正を ASBJ が行うことは明らかである。また、ASBJ が公表した会計基準等は金融庁によって承認される。）